

第 40 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和 6 年(2024 年)9 月 30 日（月） 9 時 30 分から 11 時 05 分

場 所 熊本市国際交流会館 3 階 国際会議室

出席者

（委員）星野会長、原田委員、朝田委員、田中（智）委員、田中（尚）委員、伊東委員、川口委員、
竹内委員、東委員、藤田委員、井上委員、山下委員、益田委員

（事業者）三菱地所レジデンス株式会社

（事務局）都市建設局 都市政策部長 高倉 伸一

都市デザイン課 坂本課長、高城課長補佐、津田主幹、黒木技術参事、梅林主任主事、村上行
政実務研修員、水原技師、平田主事

移動円滑推進課 土肥主査

【議題】

[諮問事項]

- ① 熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（ベンチ利用広告の許可基準新設）

[報告事項]

- ① 南坪井町マンション計画の高さの特例承認検討状況について
- ② 景観調整会議の開催状況について

【概要】

[諮問事項①] 熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（ベンチ利用広告の許可基準新設）
事務局から、熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（ベンチ利用広告の許可基準新設）の内容を説明後、審議を行った。

■景観審議会の答申は次のとおり。

- ・許可基準イ及びウの「各面」との記載をより分かり易い表現としていただきたい。
- ・許可基準カについて、「地色に赤色及び黄色を使用しない」との表現はせず、具体的な理由を記載いただきたい。
- ・市の広告設置事業においては、事業課と連携し、運用のルールを充実させていきたい。

■主な審議内容は、次のとおり。

（委員） 基準の改正内容の、広告物の掲出位置について、「背もたれ部分の各面の」等の記載があるが、各面とはどの部分のことか。広告物をベンチのどの部分に掲出できるのかが今の表現ではわかりにくいので、もう少しはっきりと書いていただいた方が良いと思う。

- (都市デザイン課) 「各面」の意味合いとしては、背もたれ部分の表面、裏面の両面双方に掲出可能ということ。改めて関係課と調整のうえ、わかりやすく表現できる方法がないか検討させていただく。
- (委員) 広告料はいくらとられるのか、年度でどの程度の収益を見込まれているのか教えていただきたい。
- (移動円滑推進課) 今のところ、1か所あたり月2,000円くらい、年間2万4,000円を収入として見込んでいるところ。
- (委員) 年度でどれくらいの設置件数を予定されているのか。
- (移動円滑推進課) 今年度中には、背付きのベンチをどれくらい市が設置できるかというところの調査結果が出る予定。
- (委員) スポンサーが決まってから広告板の設置がされるのか。
- (移動円滑推進課) 広告板の掲載は、スポンサーが決まってから掲出をするよう考えている。
- (委員) スポンサーとの契約の期間が決められているのか。耐久物で作られるということだが、これらもいつかは劣化するものと思うので、大体これくらいで更新しないと景観上よろしくないのではといった目安が決められているのか教えていただきたい。
- (移動円滑推進課) 素材を検討するにあたり、メーカーとも打ち合わせをする中で、3年くらいの耐用年数だろうというところで設定をしているところ。3年としているが、広告を掲出していく中で点検等もしながら、危険な広告物の状態にはならないようにしっかり維持管理もしていく必要があると考えている。
- (委員) 基準の改正内容について、「道路に設置するベンチを利用するものにあたっては地色には赤色及び黄色は使用しない」とあるが、これは広告の地色のみに対する基準であり、文字や図にも赤とか黄色を使うことも想定されるのか、この辺の規律は結構しっかり検討した方が良いかなという気がした。例えば、地色という言葉は使わず「表示には赤色及び黄色は原則的に避ける」という書き方にするとよいと思う。
- 基準の文章の中に考え方の文章を盛り込んで、「禁止や注意喚起の標識と誤認しないよう類似の色を避けるという観点から」等を加えて、基準として具体的な例を書かれたらいいんじゃないかと思う。
- (都市デザイン課) 地色は、背景の色というイメージだが、それと文字の大きさの配分が逆転してしまったときについては、地色がどちらなのかとか問題が生じてくると思うので、例えば2分の1を超えるものについては文字であったとしても地色として考えるというようなことを取り扱い基準に示したいと考えている。運用については、赤色黄色どの程度までかというところもわかりにくいのでこれから検討していく。
- 基準をこの文章にした理由は、道路に設置されている電柱や街路灯の基準の中で同じ書きぶりのものがあり、標識等と誤認しないようにというところで、規則制定時からこう記載しており、これを今回のベンチ利用広告にも同様に記載をさせていただいている。一方で、ご意見いただいたように、もう少しわ

- かりやすく表現することが可能か否かについては関係課と協議をして、他の基準とのバランスも含めて改めて検討させていただきたい。
- (会長) 参考にされたものは、電柱等とか街路灯とか柱状のものに対する基準であって、ベンチ状のものではなく、質がずいぶん違うものとなるので、そこをどこまで合わせるかは再検討が必要だということはお認識いただいて、関係課と議論していただければと思う。

〔報告事項①〕 南坪井町マンション計画の高さの特例承認検討状況について

南坪井町マンション計画の高さの特例承認検討状況について事務局から報告を行った。

■主な意見は次のとおり。

- (委員) 下通り、上通り商店街で治安維持向上のため、どうして犯罪が起こるのか警察と話をしている。まちなか再生プロジェクトで建物が建てられた後の運用は管理会社の責任になるかと思うが、市の方からも安全性の観点を入れていただくなど気を使っていただければと思う。
- (都市デザイン課) いただいたご意見をもとにまちなか再生プロジェクトを進めていきたい。
- (会長) 安全性というのは、ウォークアブルなどにぎわいのベースである。すごく大切な意見だと思う。
- (委員) どうしてもこの高さでなければならない理由を教えてください。
- (事業者) 本計画は、地権者様が建物の老朽化に伴って弊社に建て替えのご相談をいただいた経緯がある。今の高さ基準では地権者様にご満足いただける床をお返しすることができないため、海拔高さを 73.6mまで伸ばすことによって床をしっかりお返しすることができるところ。仮に高さの範囲内で計画を行っていくと、おおむね 5 層前後建物が小さくなるので、地権者様の事業性の観点から難しかった。
- (委員) 地権者の事業性という理由をおっしゃられたが、それが十分な理由であるのか、やはり疑問に思うところ。なぜこういう特例の制度が設けられているのか、まちづくりとはどうあるべきかという観点からも改めてご説明いただきたい。
- (会長) そもそもまちなか再生プロジェクトの意義ということも併せて、次回の景観審議会でご説明いただきたい。
- (委員) 園田屋さんは、明治期に作られた熊本を代表するとてもクラシックな建物で、ありがたい存在だと思っていた。所有者の考え方があるので致し方ないと思うが、熊本の印象として、古いものはだんだん壊されて新しいものに代わっている感じがあり、何か守る方法がなかったのかなと思う。
- 公開空地に、多少緑地が設けられているが、並木坂の前面にも緑地の確保ができないのかと思う。
- 日本を代表するプランナーが関わられているので、もっとモデル的な、熊本の顔になるような計画実施を切にお願いしたい。
- (都市デザイン課) 1 点目について、おっしゃるとおり園田屋さんはシンボリックな建物であると思う。
- 熊本市では、歴史まちづくり計画で令和 2 年から新町古町地区・川尻地区を重点地区にさせていただき、そこで歴史的建造物の保全や活用を地域と一体となりながら進

めさせていただいている。歴史的な建造物の保存は重要だと思っているので、そのあたりも踏まえながら、できる限り行政としても一体となり支援をしていきたいと思っている。

（事業者） 緑の件は、ご意見参考にさせていただきながら、次回の景観調整会議で委員の皆様とディスカッションさせていただきたい。

〔報告事項②〕 景観調整会議の開催状況について

景観審議会専門部会景観調整会議の開催状況について部会長から報告を行った。

■主な意見については次のとおり。

- （部会長） 景観調整会議で議論してほしいことについてリクエストあればぜひお聞かせいただきたい。
- （委員） 先日、新聞の文化欄で、他都市でエディブル・ランドスケープという食べられる植物をまちなかに植えましょうという活動をやっておられるのを拝見した。
木が伐採されている状況で、ハーブなど食べられる植物ならばそんなに大きくならないし、公共のスペースの有効活用ができると思う。熊本市もそういう通りがあると、新たな景観づくりやコミュニティ再生に繋がると思うので、ご提案させていただく。
- （部会長） 特に都市景観においては緑の役割はとても重要で、緑の部署としっかり連携することも大事だし、その中でエディブル・ランドスケープのような特徴的な取り組みができればと思うので、ご検討させていただければと思う。